

令和4年第3回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和4年3月24日(木)

午後 2時50分閉会

2 場 所 第1・2委員会室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 竹下委員, 西川委員, 有田委員,
平田委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長, 富本人事管理担当課長,
大橋教育指導担当課長, 堀川文化生涯学習課長,
山口総務学事課教育総務係長, 中川事業調整監,
木原総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第 9号 学校運営協議会委員の任命について

議案第10号 竹原市立学校における医療的ケア実施要綱案

議案第11号 市立竹原書院図書館管理運営規則の一部を改正する規則案

議案第12号 竹原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案

報告・協議 学校における働き方改革取組方針について

○高田教育長 ただいまから, 令和4年第3回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。はじめに, 議案第9号「学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○富本課長 議案第9号「学校運営協議会委員の任命について」でございます。議案の説明の前に, コミュニティ・スクールについて少し話をさせていただきます。参考資料として, 広報たけはらの3月号に掲載した記事を配付しております。これまでも, 各学校におきまして見守り隊や防災訓練, 読み語り活動や園芸活動, 野菜作り, 昔の遊びや戦争体験をお聞きする, 地域清掃など,

様々な形で地域の方々にご協力いただいております。このように、学校内外において積極的に学校に関わっていただくなど、「開かれた学校」づくりを推進してまいりました。これからは、「開かれた学校」づくりから、「地域とともにある学校」づくりへと転換していくことが重要であり、その「地域とともにある学校づくり」を実現していく仕組みが、学校運営協議会制度、つまり、コミュニティ・スクールです。このコミュニティ・スクールとは、保護者代表、地域住民、有識者などで構成した学校運営協議会（学校の運営に関して協議する機関）を導入した学校のことで、学校運営の基本方針や学校の必要な支援などについて様々な立場で協議し、学校運営に地域の皆さんの声を生かす仕組みです。この学校運営協議会を設置することにより、育てたい子供たちの姿や、目指すべき教育のビジョン、これらを学校と保護者、地域のみなさんと共有し、学校運営に主体的に参画していただくことを通して、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めていくことができます。各学校ではこの仕組みを活かし、広報の記事にも紹介してありますが地域の皆さんとともに教育活動を行ったり、子供たちの学習活動に参画していただいたりしています。そのコミュニティ・スクールの仕組みをまとめたものが、裏面にあります。この制度の中心に位置づいているのが、学校運営協議会で、学校運営や必要な支援などについて協議し、様々な立場からご意見をいただきます。これまでも地域の協力によって学校教育の充実を図ってきましたが、それを一つの制度として仕組みを整えたわけです。この制度のもとでは、学校だけのメリットではなく、学校も教育活動を通して、地域の活性化に貢献していく、つまり、学校にとっても、地域にとってもメリットのある仕組みとしてコミュニティ・スクールの、今後も推進していきたいと思っているところでございます。それでは、本題の議案について御説明いたします。議案書は1ページです。令和4年度も引き続き、全ての竹原市立学校に学校運営協議会を設置することに伴い、校長から推薦を受けた者に学校運営協議会委員を任命すること

について、承認を求めるものでございます。先ほど話をさせていただいた通り、「地域に開かれた学校」から、「地域とともにある学校づくり」へと転換を図るための有効な仕組みとしてコミュニティ・スクールが創設され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、その設置が努力義務とされているところです。本市におきましては、令和3年度から、竹原市内全ての学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを推進してきたところでございます。令和4年度学校運営協議会委員として、各学校の校長から推薦された方については、議案書2ページ以降にございます。4月におきまして69名の委員の推薦をいただいております。学校運営協議会委員につきましては、各協議会15名以内とし、任期は一年間でございます。委員としては、設置校に在籍する児童又は生徒の保護者、設置校の校区内の地域住民、設置校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、設置校の教職員、その他教育委員会が適当と認める者となっており、校長から推薦をいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び竹原市学校運営協議会規則に基づきまして、教育委員会が任命する、というものでございます。よろしく願いいたします。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員

3点あるのですが、まず1点目、2ページの竹原小学校の鴨宮さん、それから3ページの竹原中学校にも鴨宮さんがいらっしゃるんですけども、このように小学校と中学校で委員が重なるということは今後他の小中学校でも大丈夫なのでしょうか。それから2点目は4ページ、吉名学園と忠海学園の委員さんの人数を比べると同じ9学年でも違いがありますが、人数については教育委員会から提案や助言をするのか、それとも校長が決めて全く助言をしないのか。3点目は以前もお伺いしたことですが、小中の連携が非常に大事になってくると思います。コロナ禍ではありますが、小中学校で合同の運営委員会の開催というものは今年度活発に行っていくのかどうか、以上3点です。

○富本課長

1点目の複数校にまたがったの任命ですが、それぞれの学校の校長から推薦を受け、それぞれの学校の学校運営協議会委員として位置づいていただいております。今後例えば中学校、小学校が同じ方という可能性があらうかと思いますが、今のところこの1名でございます。なかなか小学校の方は地元で位置づいた方で推薦があるのですが、中学校は校区が広がりますので、中学校、小学校の調整を経てそれぞれ推薦されるのですが、どうしても同じ方を推薦してその方については両方の学校の運営協議会委員として活動することを承認いただいておりますので、任命しているところでございます。2点目の学校によっての人数につきましては、先ほど委員さんおっしゃられたように校長の推薦により出された人数です。それぞれの学校の実態に応じまして、実働しやすい人数、多ければたくさんの多様な意見を基にした学校運営を進めて行く、あるいは少人数であれば少数精鋭ではないですが学校への意見をいただけるというところでそれぞれの良さがあると思います。人数については教育委員会が特に指導することはしておりません。3点目の小中合同の運営委員会の開催につきましては、将来的には中学校区内に学校運営協議会の大きな協議会のようなもの、合同協議会のようなものを設置したいと思っております。各学校には、イメージ的には昨年度お伝えしていますが、現在まだ十分コロナ禍が落ち着いていない状況ですので、学校をまたいで合同開催は実現しておりません。しかし、将来的には中学校区単位であるいは全市で一つの運営協議会の合同会のようなもので協議したり、実践・協議したりといったことも考えております。

○竹下委員

委員の人数のことなんですが、こうして見るとかなり多い学校、少ない学校とありますが、これは学校の運営行事等によって、年度内に人数が増えたりすることもあるのでしょうか。

○富本課長

当初4月スタート時の人数です。実は今年度も年度途中で人数が増えたという学校運営協議会もありますし、事業によって減ったところもありま

す。その辺は臨機応変に校長が判断して、推薦していただいた方を適当であると判断すれば任命するということになっております。

○平田委員

先日、この資料をいただいた時にコミュニティ・スクールと学校運営協議会の関係について質問しようと思っていたのですが、最初に説明いただいたのでよく理解できました。質問というか意見になるのですが、忠海学園は委員さんが5名いらっしやって、皆さん人物は申し分ない立派な方が揃われていますが、仕事や地域の活動で忙しくされている方ばかりです。竹原市は、保護者においてもコミュニティ・スクールの認知度が低いですよ。先ほど校長判断と言われましたが、例えば忠海だったらもっと委員の人数を増やして、もっとコミュニティ・スクールが盛り上がるような委員の任命が大事だと思います。そうでないと、メンバーも変わっていませんし、コミュニティ・スクールを竹原市民、保護者にさらに認知していくためには、何か変えるなり、人数を増やすなりすることも必要じゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○富本課長

貴重な御意見、ありがとうございます。人数につきましては、委員の人数によってコミュニティ・スクールの盛り上がりに影響があるとは考えておりません。私も忠海学園の学校運営協議会に参加させていただくんですが、5名の方がそれぞれの立場で活発な御意見をいただいて、議論も深まっております。そういった中で学校、校長への意見なりアドバイスなり、より学校運営しやすいように支援をしていただいております。ですので、特に忠海学園が5名でやっているの、コミュニティ・スクールが盛り上がっていないという感じには取っておりません。ただ、このコミュニティ・スクールは学校運営協議会委員だけで進めていくものではなくて、この学校運営協議会委員の方々が各地域へのつながりを持っておられますので、そのつながりでいろんな様々な地域の方との協力を得る、いわゆるハブのような存在というふうに考えております。もちろん人数が多ければ、つながりが広がるかもしれませんが、少ない人数であっても忠海学園

のようにいろいろなところにつなげていただいて、地域交流センター長もいらっしゃいますので、地域交流センターとタイアップした企画や学校行事等も進められる十分なメンバーではないかと思っております。認知度の問題ですが、やはりこれは学校からまた教育委員会からの情報発信が十分でないということだと思いますので、これについては、学校と共に教育委員会も今回の広報にもありますが引き続き情報発信をしっかりとやって各学校のコミュニティ・スクールの良さを発信していきたいと思っております。

○高田教育長

少し私の意見も添えさせていただきますと、課長が説明してくれたとおりですけれども、最初に配った資料のポンチ絵真ん中に学校運営協議会があって6人が話をしていますが、その下に保護者・地域住民への双方向の矢印があります。これが、平田委員さんが御指摘の部分と重なるのかなと思ったんですけれども、まだこの部分が私は発展途上だと思っておりますので、課長が言いましたように学校運営協議会の方から委員さん方のお力で保護者・地域住民の方へ情報を発信してもらいたいし、そして保護者・地域住民の方はもう子も孫の学校にはご縁がないが、学校を支えたいとか、もっとこうしたら学校と地域が近づくんだとか意見がたくさんあると思います。そうすると、そこからの意見を吸い上げてもらうというところは今後の大きな課題だと思っております。前回、やがて学校が統合されていった時に学校運営協議会の中で小学校の分科会のようなものもたれるように考えたいと言ったんですが、それも今のような相互作用があって初めて成り立つものでありますので、その辺りは今後ご指摘のように力を入れていかなくちやいけないと強く思っています。またいろんなところで御意見をいただいたり、御示唆いただければありがたいと思います。

○高田教育長

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長

はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第10号「竹原市立学校における医療的ケア実施要綱案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋課長 議案第10号「竹原市立学校における医療的ケア実施要綱案」についてでございます。議案書10ページをご覧ください。これは竹原市立学校において医療的ケアを要する児童生徒に対する支援を実施するにあたり、必要な規定を整備するため、新たな要綱を制定するものでございます。根拠法令といたしましては、令和3年6月18日付け医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定され、これを基に要綱を作成しております。当日配付資料の要綱案とガイドラインをご覧ください。要綱の第1条にありますように医療的ケアを必要とする児童及び生徒が通学する竹原市立学校に看護師又は准看護師を必要に応じて配置し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援することを目的としております。ここにあります医療的ケアを必要とする児童、医療的ケア児とも呼ばれていますがその定義としましては、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童生徒とされております。また、医療的ケアとは痰の吸引、経管栄養、導尿などがあり、学校において看護師等が児童生徒に対し当該行為を行うことに支障がないと主治医が認め、竹原市特別支援教育相談委員会の答申を受けた上で、教育委員会が承認した行為とします。教育委員会が答申を受け、承認後には該当校に看護師を配置します。3ページをご覧ください。配置された学校は

校内において、医療的ケアを安全に実施するための具体的な運営について検討するため、学校医を含めたメンバーによる医療的ケア安全委員会を設置し、個別のマニュアルを作成しながら校内で安全に実施できるようにしていきます。以上のように、医療的ケア児に対して医療的ケアを行うという整理を行ってまいります。現在、市内においてこの医療的ケアを実施する必要がある児童が所属しているのは竹原小学校です。現在第5学年、特別支援学級の肢体不自由の児童です。具体的な医療的ケアは1日2回の導尿の医療的ケアを予定しております。来年度から実施できるよう予算化もしており、看護師の配置を想定しているところでございます。あわせて、ガイドラインにはもう少し細かく書いておりますので、御確認いただければと思います。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○竹下委員

対象児童が竹原小学校にいるということですが、今までこういった組織がなかったわけですけれども、これまでにそういった点で困っていた児童は竹原市にはいらっしゃらなかったのですか。

○大橋課長

この児童以外に該当の児童はおりません。この児童はなぜ今まで医療的ケアが必要なかったかという点、肢体不自由があり、毎日1日2回、保護者、お父さんお母さんが交代で来校しておられます。保護者の願いとして、自立させたい、成長とともに自分で排泄ができるようにさせてやりたいという思いが強かったため、あえてつけなかったということがあります。ただ、この子の状況を見ながら、その法律にもありますように両親の勤務や負担ということもありますので、この度保護者から医療的ケアをお願いしたいという意向が示されましたので、今日の運びとなりました。その児童以外に対象となる児童生徒は今のところいません。

○竹下委員

これまでずっと何年も対象の児童はいなかったのですか。

○大橋課長

医療的ケア、つまり教員ではなくて看護師等の医療行為が必要な症状、障害がある医療的ケア児はいなかったと思います。

- 平田委員 竹原小学校の5年生に対して、1日2回の導尿に看護師さんが来られるということですが、それはその時間だけ2回学校に行くということなのか、それとも児童がいる間は常駐ということですか。
- 大橋課長 その辺りを整理しているところですが、直接雇用ではなくて訪問看護ステーションに依頼、委託をして、その時間だけ来ていただくことも考えております。いろいろなやり方がありますので、その時間だけというのが無理なようであれば、今10時と13時なんですが、その間は学校にいていただくということも考えられると思います。その辺りはこれから契約や雇用の関係で整理していきたいと思います。
- 平田委員 看護師さんは、その児童への医療的ケアだけをするということですか。それとも、ケガをした児童生徒がいた時に保健室の先生の補佐をするということもしてもらえるのでしょうか。
- 大橋課長 基本的にはその該当児童につくということになりますので、広くケガをした子供たちへのケアというところはまた別だと思えます。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長 はい。
- 職務代理者
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 有田委員 はい。
- 平田委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第11号「市立竹原書院図書館管理運営規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 堀川課長 議案第11号「市立竹原書院図書館管理運営規則の一部を改正する規則

案」についてでございます。議案書11ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき教育委員会規則を改正するものでございます。議案書14ページの新旧対照表で説明をいたします。市立竹原書院図書館管理運営規則第5条「個人貸出しを受けることができるもの」でございますが、第1項第3号を「広島広域都市圏域を構成する自治体の区域内に居住しているもの」に改正するものでございます。これは圏域というエリア設定を生かしてその一体的発展に向けた交流・連携を推進している広島広域都市圏域の構成市町に令和4年4月から島根県の浜田市、美郷町、邑南町が加入することに伴う規定の整備でございます。これまで、市町名を列記しておりましたが、今後の加入も考えられるため構成する自治体という表記に整理をしたいと考えております。当日配付資料「図書館の広域利用に関する申し合わせ事項」をご覧ください。1の目的にありますように、広島広域都市圏で図書館の広域利用を実施することにより、圏域住民すべてが図書館サービスを楽しむことができるようにすることとされているものでございます。具体的には、広域利用を実施する各市町の図書館の条例、規則に従い、その図書館の利用登録等を行い図書の貸出しが居住地の図書館と同様に利用できるものでございます。施行期日は令和4年4月1日です。説明は以上です。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○有田委員

加入する市町がこれからも増えてくると思います。その都度情報が住民にいきわたるようになってきていると思いますが、その辺りの取組を教えてください。

○堀川課長

広島広域都市圏域に市町が加入されて増えていくのは、事務的には事務局である広島市さんからいただくんですけども、そういった広報等を図書館を通じて進めていきたいと思っております。

○西川委員

広島広域都市圏に尾道や福山が入っていませんが、そちらは別の圏域があるのかどうか、あれば教えていただければと思います。

- 堀川課長 まず、この圏域に尾道、福山が入っていないということですが、広島広域都市圏は広島市の都心部から概ね60kmの圏域にある東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでという定義になっております。尾道、福山の圏域の活動について私は承知していませんが、竹原市の関係しているところと言えば呉市を中心とした連携中枢都市圏も設定されて活動しております。
- 高田教育長 広島広域都市圏は広島市の60km以内の地域ということですね。
- 堀川課長 概ね60kmの圏域という設定です。
- 浅野教育長
職務代理者 図書を借りて返却までの期間はどれくらいですか。
- 堀川課長 2週間です。
- 浅野教育長
職務代理者 例えば浜田の方から借りて、2週間後にはまた浜田へ持っていくようなことになるんですね。
- 堀川課長 そういった形になります。利用されている方は、普段から居住地以外で活動をされている方で、多いのは近隣市町、本郷とか大崎上島町とか自分の居住地以外の図書館も居住地の図書館と同じように、いろんな本を見たいという方々が多いようです。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長
職務代理者 はい。
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 有田委員 はい。
- 平田委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第12号「竹原市立学校職員服

務規程の一部を改正する訓令案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○富本課長 議案第12号「竹原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案」についてでございます。議案書15ページをご覧ください。広島県立学校職員服務規程施行細則に規定されております休暇簿等の各種様式の職員本人の押印が令和4年1月から廃止されたのを受け、竹原市立学校においても事務処理の見直しを行い、教職員の負担軽減を図るため、竹原市立学校職員服務規程に定められております、各種様式の一部を改正するものでございます。改正箇所は、各様式の押印欄の削除、押印箇所の削除、竹原市の様式に準じて、一部様式の元号表記を削除しております。本訓令は、令和4年3月25日から施行し、改正後の本規定は令和4年1月1日から適用します。なお、本訓令施行時において、改正前の規程による様式により作成された用紙で現在、使用中及び保管中のものは、改正後の規程による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができるとしております。よろしくお願いいたします。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、報告・協議「学校における働き方改革取組方針について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願い

いします。

○富本課長

報告・協議「学校における働き方改革取組方針について」でございます。別冊の資料をご覧ください。竹原市教育委員会におきましては、平成31年度に、学校における時間外勤務時間等の現状や課題を整理し、「学校における働き方改革取組方針」を策定し、令和3年度末までの3箇年における目標や取組内容について示しました。この方針に基づき、「子供と向き合う時間の確保」及び「長時間勤務の縮減」に向けた取組を進めてまいりました。2ページにありますこれまでの取組により、3ページに示しておりますように、一定の効果を上げておりますが、長時間労働の抜本的な改善には至っておりません。そこで、竹原市教育委員会として、所管する学校に対する時間外勤務の一層の削減に向けた、今後3年間の取組目標としての「学校における働き方改革取組方針」を策定し、教職員が働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成して、引き続き、竹原市立学校における働き方改革を推進することといたしました。4ページをご覧ください。本方針は、令和4年度から令和6年度末までの期間において、次の目標を設定し取り組みます。一点目の目標は、子供と向き合う時間の確保として、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が、令和6年度末には、80%以上となることを目指します。ここでいう「子供と向き合う時間」とは、1ページの下に示しておりますように、授業や授業準備・教材研究・部活動・個別指導など、直接子供たちを指導する時間だけでなく、児童・生徒の指導に関係のある全ての業務に従事する時間を指します。二点目の目標は、長時間勤務の縮減として、時間外勤務時間が月45時間を超える教職員が、令和6年度末には0人となることを目指します。5ページ以降は、具体的な取組を示しております。取組の4本の柱として、1 学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備、2 部活動指導に係る教員の負担軽減、3 学校における組織マネジメントの

確立、4教職員自身の働き方に対する意識の醸成を挙げており、それぞれの柱に沿って取組内容を示しております。具体的な取組内容としまして、5ページから9ページまでそれぞれの柱に関連した取組内容を示しております。そしてその取組内容につきまして、実行するとともに検証を行い、また改善する点についてはその都度改善していくということで方針を進めていきたいと思っております。教員の時間外勤務時間の縮減は喫緊の課題であり、学校の働き方改革については、本市の学校教育ビジョンの大きな柱として位置付けております。一方、教員にとって、教育の仕事を法律や規則で時間制限したり、教育を仕事としてのみ捉えたり、勤務時間内で完結させるものであると断言するには、無理があるようにも感じます。明日、どのような教材で、どのように授業を展開すれば、子供たちが主体的に学び、より理解を図れるかなど、勤務時間外においても、自発的、創造的に教育へ向き合っている先生方もたくさんおられます。そのような思いにも寄り添いながら、単に時間の問題だけでなく、教育を仕事としている一教師としての生き方をも考慮した、働き方改革を進めていかなければならないと考えております。そうは言いましても、教員自らの生活や健康の犠牲に立った教育は本末転倒ですので、先生方が心身ともに健康で、高い意欲と専門性をもって教育活動に専念できるよう、引き続き、学校における働き方改革を推進してまいりたいと思います。報告は以上でございます。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○平田委員

働き方改革の取組内容を読ませていただいて、感想ですけどこの取組内容は細かいところまで具体的に書かれていると思いました。書かれてあることが実現できたら素晴らしい働き方改革になると思っております。期間・目標の部分の2（1）子供と向き合う時間について、先ほど説明もあったんですが、令和6年度末に80%以上を目指すということで、令和2年度54%、令和3年度66%とあります。これは教員が自分で子供と向き合う時間が確保されていると感じる割合なんですけど、逆に子供たちの

方から先生方が自分のことを見てくれているというデータがもしあれば教えてください。それともう1点、時間外勤務時間の縮減と持ち帰り業務の縮減をセットで取り組んでいく必要があると書いてありますが、例えば前回表彰を受けた有松先生も、授業に対しては一切手を抜かずにこれまでずっとやってきて、それが評価されたことだと思うし、これは自分でも自信を持っていると答えられていたのがすごく印象に残っております。もちろん、働き方改革は大事だと思いますが、そういうふうに一生涯懸命に熱心な先生もいらっしゃるって、そういうふう頑張っている先生を応援する体制、例えば残業すると言われても頑張っている先生はもっと仕事をしたいという気持ちもあるのかなと思います。そこの兼ね合いはどのようにお考えなのでしょうか。

○富本課長

1点目の子供と向き合う時間ですが、これはもちろん教員側のデータしかありません。例えば子供側から見た先生が向き合ってくださいる時間というのは、働き方改革のデータとして取るには少し難しいかと思います。先ほど申しましたように、子供と向き合う時間というのは、直接子供と向き合っている時間のみでなく授業の準備等も含めて先生方が子供が帰った後に、放課後に自主的に教材研究等をする時間も含まれますし、その他勤務時間外におきましてはやはり何か教材に使えるものはないだろうかとか教材研究に本を読むとか自主的に研究、研修をしていると思います。そういったものを含めての子供と向き合う時間ですので、子供から見た直接的な向き合う時間のデータというのは、働き方改革のデータとしてはどうかと思っておりますので、このデータは取っておりません。2点目について、頑張る先生方をもうやってはいけないと決めるものではありません。そういった自主的に授業づくりをされている先生方がそれぞれ教材研究等の時間を確保できるようにするために何ができるだろうかというのが働き方改革だと思いますので、勤務時間内に先生方がじっくり教材研究に集中できる時間をどのように生み出すかといった視点で働き方改革を進

めていますので、しっかり授業準備をやりたい授業研究していきたいという先生にストップをかけてもうやる必要はないというものではありません。それぞれの先生方の時間をやりくりしながらしっかり授業についての準備・研究をされていると考えております。

○平田委員　　子供たちが、先生が自分のことをよく見てくれているなど感じるデータは今回取ってないということですね。

○富本課長　　そのデータ自体はありません。働き方改革に関わってそのデータは取っておりません。

○平田委員　　十年くらい前に竹原中学校の評議員をしていた時に子供のアンケート結果か何かで、先生が自分のことを見てくれているという項目があって、それが50%ぐらいでした。その時に、50%の子供が担任とか先生が自分のこと見てくれてるってすごい数字だなと思ったのを思い出したので、聞いてみました。

○富本課長　　子供から取って見れば、先生が自分たちにどのように向き合っていたかとか向き合っていた際、どのような話をしていたか、あるいはどのような指導をしていたかというところでの評価ではないかと思えます。働き方改革に関わっては、実際に子供たちに見えないところで、先生が子供に向き合うという意味での仕事の量になるかと思えますので、今回そういった意味で児童生徒からのものはとっておりません。

○高田教育長　　学校訪問していただいた時に、学校から学校評価の項目を出されますよね。その中には、学校教育目標と照らし合わせて平田委員が言われたようなことを一つの目標にしている可能性はあると思えますし、それに近いもの、子供がどう評価しているかということは結構どこもあるのではないかと思います。ただ、直接それが働き方改革に合致するかというとそれは先ほど課長が説明したとおりですが、そこも学校は参考にしながら働き方改革を進めていくべきだろうと思えます。あと2つ目のところでおっしゃっ

ていただいたように、確かに家に帰ってからも明日の授業をどうしようということをやっている先生はととてもたくさんいて、先ほど課長が説明したとおりですが、私は押し付けてやらせるようなことはまずなくしていかないといけないと思います。私は、東日本大震災の後、宮城に行ったんですが、先生たちはみんな超過勤務でした。でも、この子のためにという使命感があるから、それをしんどいとか思う人は一人もいないということを知りました。これは極端な例えですが、先生たちの子供のためにという使命感はすごいと思いました。身近なところでは、このくらい学力をつけてやりたいとか何とかわかる授業をしたいというのは、先生にとっては使命感のように思っただけでがんばってくれているのだと思います。でも、それにかまけて、やりなさいという訳にはいかないのだから、先生たちがゆとりを持てるように環境を整えていくのは、校長や我々の仕事だと思います。一番いけないのは、とにかくやりなさいというような環境で、そうであればまずそこを片づけていかないといけないと思います。

○有田委員

6 ページの 2 部活動指導に係る教員の負担軽減についてなんですけれども、私が保護者の時に外部から部活動の指導に来られていたことがあって、何が原因かわからないんですが、それが全部なくなったことがありました。外部人材を活用した取組について今後検討を進めるということなんですけど、例えば今現在生徒が大会に出て行っても人数的なもので部活自体が成り立っていないこともあったり、外部の指導者が入って、例えばその外部の指導者がとても熱心な方で、大会で勝つことを目標とする部活動の在り方を進めていくと子供たちがしんどくなることも起こってくると思います。その辺りのことは校長先生の判断でされるのかを教えてくださいなと思います。

○富本課長

現在、部活動指導員は市内で 2 つのクラブに 2 名配置しておりますが、もちろん学校教育の一部で、単に競技力をあげるだけではなくて人間を育てている場でもありますので、そういった趣旨を理解いただいた方について

は、積極的に採用していきたいと思っております。今後も予算の関係もありますが、そういった方をスポーツ団体の協力を得ながら、働き方改革という側面でも部活動を支援していきたいと考えております。

○竹下委員

1 ページの「子供と向き合う時間」を見ると、授業準備はいいんですが、教材研究とかになると、担任を持っている先生は子供が学校にいる時間はそこまでできませんよね。そうするとこれはもう時間外勤務になるのかなと思うんですが、そう考えると、明日の授業の準備とか行事の準備とか実際その日の授業以外のことを時間外にするのであれば、令和3年度の29.3%とか26.1%というのは、本当にこんなに少ない割合なのかと、先生はもっとやっているんじゃないかと思ってしまう。私の子供が小学校に出ている、家に帰ってもかなり持ち帰って仕事をしていたのですが、本当にこんなに少ないものなのではないでしょうか。

○富本課長

まずこのデータについてですが、時間外勤務時間の捉えなんです。これは実際在校時間で、先生方が学校におられる時間、そこから正規の勤務時間をひいたものになりますので、実際先生方が学校で時間外勤務をされている、月に45時間以上いってしまったものの比率になります。実際41名、46名で26%、29%が妥当かどうかと言いますとこれは妥当であると考えています。というのは竹原市におきまして、学校の働き方改革はかなり前から取り組んでおりますし、他市町のデータ等もいただくんですが、それと比較するとやはり竹原市の時間外勤務の時間というのは比較的少ない方だと思っております。ただ、御指摘のように子供さんの(3)持ち帰り業務、学校にいる時間を少なくするために持ち帰りを莫大やっているという傾向も見られないことはないです。ですので、先ほどこの一番下の行にありますように時間外勤務の縮減と持ち帰り業務の縮減を両方で考えていかなければならないと考えております。勤務時間内にどう時間を確保するかですが、例えば学校によっては、児童の下校時刻を早めにするところもあります。児童をなるべく早く下校させて、在校時間を短くして、

その後のいわゆる放課後という時間に先生が十分授業準備できるような工夫をしている学校もありますし、我々が学校にいた時代は毎日のように会議があったんですが、AとBの会議をうまく組み合わせて一つで終わらせるとか、同じメンバーが入っている会議を一つに統合するとかそういった会議の進め方も工夫しながら、先生方の時間を生み出しているという竹原市の学校の実態がありますので、先ほど言いました時間外勤務の割合というのは減ってきている実態は正当なものだと思っております。

○浅野教育長
職務代理者

時間外勤務月45時間超というのが一般の企業ではかなり考えられな
いくらいの人数なんですけれども、これは令和元年度から令和3年度まで
で47.7%から29.3%とかなり少なくなっている中で、一つは今の
クラブ活動のこともかなり関係しているんですか。

○富本課長

委員のおっしゃられるとおりに部活動の時間も関連しています。部活動の
休養日を設定することによって、さらに時間外勤務の削減につながってい
ます。

○浅野教育長
職務代理者

部活動に関して言えば、例えば先ほどの平田委員の子供と向き合う時間
の中で、子供たちは部活動に出て指導してくださる先生がよく向き合っ
てくださると思うんじゃないかと思います。子供の目から見て、この先生は
よく自分たちのことを思ってくれるよというのは、そういったところにな
ると思います。それと、1週間あたりの持ち帰り業務の合計時間が、令和
3年度のデータしかないんですけれども、これも令和元年度くらいからあ
れば、どういうふうに先生方が大変な思いでやっておられるかというのが
出てくると思います。具体的には今後、時間外勤務が45時間を超える先
生を0にするということになると、やはり家に持って帰ってやらざるを得
ないということになってしまうと思うんですけれども、その辺りはどのよ
うにお考えですか。

○富本課長

おっしゃるとおり在校時間を短くすればするほど、持ち帰り業務が増え
るのではないかというのは、結果的にはそうなるかもしれませんが、在校

時間つまり勤務時間でどれだけ先生方が授業準備等に從事できるかというところは、学校と教育委員会が協力しながら知恵を出し合いながら進めて行かなければならない内容でありまして、持ち帰り業務を前提とした時間外勤務の縮減というのは成果とは思えないので、やはりこの二つを一体化した取組を進めて行かなければならないと思います。

○浅野教育長
職務代理者

やはり難しいですね。例えば先ほどの、会議の時間を短くするとか同じ人がいる会議を一緒にしてしまうということに取り組まれていると思うんですが、それで先生方はどれくらい学校にいる時間が短くなっておられるのですか。

○富本課長

平成29年度から令和3年度の1月までの一人当たりの時間外在校時間の平均を出したものがございます。平成29年度におきましては、2時間17分、平成30年度そして令和元年度ともに1時間59分、令和2年度ですが、コロナで4月5月が休校になった影響もありまして、1時間33分、今年度令和3年度は休校の期間はなかったんですが、1月現在で1時間36分となっております。このデータだけ見ますと、平成29年度は一人当たり在校平均が2時間以上あったんですが、1時間30分程度になっておりまして、大きな成果であるかなと思っております。先ほど2ページにありました数々の取組、そして学校における取組、そして先生方一人一人の意識の変革によって成果が出たと考えております。

○西川委員

働き方改革のために外部人材の活用を増やしていかざるを得ないと思うんですけども、その時に生徒がケガしたあるいは部活で車に乗せて会場に行く時の事故とか、責任の所在は明確になっているのでしょうか。

○大橋課長

現在部活動指導員2名配置をしているところです。試合での送迎につきましては、確認して次回お答えしたいと思います。

○西川委員

個人的な感想も含めてですが、学習指導要領が改定されて学習内容がどんどん難化していく、ICTを活用すると先生方の負荷が増える、コミュニティ・スクールで校長先生、教頭先生の仕事も増える。どんどん仕事が増える。

増えるのに、どんどん仕事の時間は短くしていくという矛盾の中に先生方がおられるんだろうと思います。不登校は増える、いじめは増える、家庭のしつけの力はどんどん落ちていく中で、どうすればいいのだろうという思いでお話を聞いていたら、6ページの(7)学校・教職員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進の中にコミュニティ・スクールのお話がありますよね。個人的な意見でできればしていただければと思うのですが、スマホの使用時間を見ても、スマホの使用時間と学力は反比例していますので、これは家庭でのしつけができていないですね。自分たちが買い与えたものを子供が使う、そのルール決めを家庭でやらないでそういったことまで学校に要求するというのは本末転倒で、かといって学校側からそれは家庭でちゃんとしつけをしてくださいという角が立って、反発する保護者の方が非常に多いと思うんですよね。コミュニティ・スクールで、地域の方も親御さんもおられる中で、学校運営のことは大事なんですけど、ぜひこの話題を出していただいて、現実こういうアンケートしてこういう結果が出ていますと話すことによって、先生方の負担がかえって減って働き方改革の一助になるのではないかと思います。そうしたことを取り組んでみていただければという思いがありましたので、お伝えします。

○富本課長

スマホの件に絞って言いますと、忠海学園の学校運営協議会なんですけど、児童生徒を対象としたアンケートで、非常にスマホの使用時間について課題があるという結果が出て、学校の方から学校運営協議会の方へ提起されました。その場に保護者の方も地域の方もいらっしゃいますので、学校だけの見方、教員からの見方だけではなく、いろんな方面からの見方で、どういうふうに改善すればいいだろうか、どういったところで我々が力を発揮できるだろうかという議論をされておりました。そういったところで、コミュニティ・スクールが機能しているなという思いを持って帰ったわけです。ですので、先生方の負担、指導の部分全てを担うんじゃなくて保護者も地域も同じように子供たちを育てていくという視点を持つためにも、コ

コミュニティ・スクールを活用して先生方の働き方改革も進めていけるのではないかなという可能性は感じているところでございます。

○西川委員

今のような事例が、各コミュニティ・スクール、学校運営協議会で話が上がって、みなさんに取り上げていただいたらいいなと思ってお話を伺いました。

○高田教育長

今議会でその話が出まして、答弁書でみなさんに渡した以外のやり取りの中で説明をしました。平成二十何年に、教育長会、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長会、PTA等々で協議会を持っていて、その時は携帯電話でしたけれども、スマホからいかに子供を守るかという会議をしています。それで最初から変わらず今もあるのは、スマホ等に関わる道徳的な使い方の学習です。それは学校が指導すべきことで、高等学校とか持ち込み可能にしましたので、そういう場合の管理は学校です。家庭でのルールについては、名義人は保護者ですから、家庭での指導とか家庭での時間管理とかはPTA、保護者の責任だと言っています。ですが、だんだん年が流れて少し薄くなっていることがありますから、再度そこを確認してもらうように、4月にPTA総会等もありますので、家庭の役割はきちっと家庭で果たしてくださいということをお願いするようにしたいと思います。いろんな家庭の事情の中で、そういう指導力が十分ない家庭もあるかもしれませんので、そういうところは学校運営協議会の方からカバーしていただくことも期待したいと思っています。今回ちょうどそういう議論がありましたので、なかなか学校の方から言いにくいとは思いますが、西川委員に御指摘いただいたように教育委員会やPTAも、もう1回その大事さに気づいて、取り組んでいくことは大事だろうと思います。そのきっかけは西川委員さんが指摘してくださったようにタネットで放映して、子供たちが時間を超えて使っていることの課題が話題になったことに端を発しています。あと、時間外勤務の話題が出ました。御理解いただいていると思いますが、確認しますと、一般の会社や公務員は上司から

命じられて時間外勤務をすれば、時間外勤務手当が出ますが、先生にはその制度がありません。だから、教員の時間外勤務が多くても時間外勤務手当がでないというところがもう一つ大きな課題です。教員の制度ができた時に、先ほどからもありましたように、教材研究とか生徒指導とか必ずあるから、あらかじめ基本給の4%分が支給されています。でも、それはもう今から30年くらい前の話で、当時はそれで計算がたったかもしれませんが、今はそうではありません。国会でも議論になりましたが、教員にも時間外勤務手当を支給することになったら、平成30年くらいのデータでは一兆円ぐらいの予算がいるようです。それは無理な話ですから、働き方改革を進めようという話になるのですが、私も矛盾を感じています。日本はOECDの加盟国の中でも教育にお金をかけていないので、本当は教員の数を増やせば、教員にゆとりができるのですが、なかなかできないので働き方改革の中で工夫をして何とかしようというのが現状です。竹原市はずっと頑張ってきて成果が出ているんですが、一気ににはできないので学校も教育委員会も苦労してるところです。この3年間でいろんな知恵を使いながら、頑張っていきたいと思っております。

○竹下委員 7ページの(3)学校衛生委員会の機能化とあるんですが、この衛生委員会がどういった組織か教えてください。

○富本課長 学校衛生委員会は、校内の一組織でありまして、全ての学校にあります。大体、メンバーは管理職、主任等、職員の代表も入ります。そういったメンバーで学校の実態、課題をあるいはそれをどう改善していくかという協議等しています。また、学校医にも入っていただく会になりますので、助言等いただくということがあります。

○竹下委員 各学校でその先生方で組織された委員会ということですね。

○富本課長 はい、そのとおりです。

○竹下委員 それは定期的開催されていると思いますが、先生方で精神的に参っておられる先生とかよく聞くんですけれども、この委員会の中で、気をつけ

た方がいい先生がいるとか、そういった先生にちょっと休んでもらうとか
そういった指導もできるのですか。

○富本課長 その委員会の中で、例えばそれぞれが気付いて、少ししんどそうだなと
いう先生方をどのように支援していくかとか、もちろん声掛けも必要であ
ろうと思いますし、どういうふうに困っているかということはどう把握し
ていくか、どうカバーしていくかという具体的な話も実際されています。
これは記録簿がありますので、そちらの方で確認させていただいていると
ころです。

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもち
まして令和4年第3回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和4年3月24日 午後 2時50分閉会